

毎週月・水・金曜日発

富 山 県 報

平成30年10月22日

月 曜 日

第 4415 号

目 次

告 示

○指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅 1

公 告

○都市計画の変更案の縦覧

告 示

富山県告示第446号

指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅について

平成26年10月20日発生の黒部加入区及び新湊加入区に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第 113条の 2 第 1 項第 1 号に該当するため消滅したので、同条第 2 項の規定により公示する。

平成30年10月22日

富山県知事 石 井 隆 一

公 告

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により次のとおり都市計画を変更しようとするので、同法第21条第 2 項において準用する同法第17条第 1 項の規定により公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、県に意見書を提出することができる。

平成30年10月22日

富山県知事 石 井 隆 一

1 都市計画の種類及び名称

(種類) 富山高岡広域都市計画都市高速鉄道

(名称) 3号 富山地方鉄道本線

2 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

富山市明輪町、千歳町一丁目、千歳町二丁目、城北町字菰田割、城北町字三反割、曙町字三反割、曙町字柳橋割、曙町字大道割、曙町字代官田割、曙町字住居田割及び曙町字上千歩割の各一部

ただし、別紙図面表示のとおり。

3 都市計画の変更案の縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成30年10月22日から平成30年11月5日まで

(2) 場所

富山県土木部都市計画課

富山市活力都市創造部都市計画課

(「別紙図面」は、省略し、3の(2)に掲げる縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)